別表第七の研究職俸給表昇格時号俸対応表中

30	30
30	30
31	31
31	31
31	32
32	32
32	33
33	34
34	35
35	36

を

29
30

に改める。

別表第七の医療職俸給表(二)昇格時号俸対応表中

61	62
62	62
62	62
62	62
62	62
62	62
62	63
62	63
63	63
63	63
63	63
63	63

を

62
62
62
62
62
62
63
63
63
63
63
64
64
64

に改める。

別表第七の二の行政職俸給表(二)降格時号俸対応表中

86	87
92	94
98	101

を

87
94
101

に改める。

別表第七の二の税務職俸給表降格時号俸対応表中

47	48
50	52
53	56
56	60
59	62
62	64
65	66

を

48
52
56
60
62
64
66

に改める。

別表第七の二の公安職俸給表(一)降格時号俸対応表中

34	35
35	36
36	36
37	37
38	39
40	40

を

35
36
36
37
39
40

に、

54	54
54	55

を

54
55

に改める。

別表第七の二の海事職俸給表(一)降格時号俸対応表中

50	51
52	54
54	57
56	60
60	63
64	
68	

を

51
54
57
60
63

に改める。

別表第七の二の海事職俸給表(二)降格時号俸対応表中

69	70
70	71
71	72
72	74
74	76
76	78
78	80
80	82
82	84
84	85
85	

に、

61	62
62	63
63	64
64	66
66	68
68	70
70	72
72	74
74	76
76	78
78	80
80	82
82	84
84	86
86	91
91	96
96	101
101	

を

62
64
66
68

に改める。

別表第七の二の教育職俸給表(一)降格時号俸対応表中

114	115
120	122
126	129

を

115
122
129

に改める。

別表第七の二の教育職俸給表(二)降格時号俸対応表中

22	23
24	24

を

23
24

に改める。

別表第七の二の研究職俸給表降格時号俸対応表中

55	55
56	56
58	59
60	62
62	
64	
66	
68	
70	

を

55
56
59
62

に改める。

別表第七の二の医療職俸給表(二)降格時号俸対応表中

82	82
84	84
90	91
96	98
102	105

を

82
84
91
98
105

に改める。

附　則

（施行期日等）

1　この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九―八の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

（経過措置）

2　平成二十七年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、改正後の規則九―八の規定による号俸が改正前の規則九―八の規定による号俸に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、改正後の規則九―八の規定にかかわらず、改正前の規則九―八の規定による号俸とするものとする。

3　この規則の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員（個別に人事院の承認を得て号俸を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年一月二十六日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―一七―一四六

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

別表第二の一及び二の表中「116,500円」を「116,800円」に改め、別表第二の三から五までの表中「118,500円」を「118,800円」に改め、別表第二の六の表中「129,500円」を「129,800円」に、「122,400円」を「122,800円」に改め、別表第二の七の表中「142,300円」を「142,600円」に改め、別表第二の九の表中「139,300円」を「139,600円」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九―一七の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年一月二十六日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―三四―二六

人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部を次のように改正する。